

岐阜県木連開発の木質部材「木造平行弦トラス」・ 「準耐火仕様外壁板」の説明会を開催！

— J A S 法改正、木造応急仮設住宅についても説明—

木材産業活性化講演会に先だって、13時15分より岐阜県木連が開発・商品化した「木造平行弦トラス」「準耐火仕様外壁板」の説明会が J A S 製材工場、県内プレカット工場の関係者に対して行われた。

まず始めに、岐阜県木連が木材利用実需拡大のために、商品開発した2商品について、それぞれ説明を行なった。会場後方には、模型や見本が展示された。(写真2)



写真2 会場後方に展示された模型・見本

1. 準耐火仕様外壁板「火バリ」について（紙面の都合で内容は割愛）

説明者は岐阜県 J A S 製材品等供給・利用推進組合の福田弥生事務局長が行った。(写真3)

県木連が開発して国交省大臣の認定取得した準耐火構造外壁板張りについて、そして製品「火バリ」の状況等を説明した。「火バリ」に関する質疑・応答を取りまとめた資料の説



写真3 岐阜県 J A S 製材品等供給・利用推進組合、福田弥生事務局長

明や、「火バリ」の生産供給組織である岐阜県 J A S 製材品等供給・利用推進組合の現況説明も交えながら、普及宣伝活動をおこなった。

2. 木造平行弦トラス「タイプ2・タイプ3」について（紙面の都合で内容は割愛）

説明者は NPO 法人 WOOD AC 代表 河本和義氏が行った。(写真4)



写真4 NPO 法人 WOOD AC 代表理事 河本和義氏

3. 「J A S 法改正」の概要について

説明会の最後は県木連 西野利雄事務局長心得が、「J A S 法改正」の概要について次のように説明した。(写真5)

J A S 制度は、本年6月23日に「農林物資の規格化等に関する法律」(J A S 法)が改正され、大幅に変わった。

新たな J A S 制度では、我が国の農林水産物の強みのアピールに繋がる多様な J A S 規格の制定を行うことができるようにすると共に、国際的に通用する認証の枠組 (I S O 等) を整備する内容となっています。具体的には、J A S 規格の対象がこれまでの「品質」から「製法」、「管理方式」、「測定・分析方法」にも拡大され、用語についてもこれまでの「認定」から「認証」に、「製造業者等」から「認証品質取扱業者等」に変更されるなどとなっている。

法改正に伴い、施行令及び施行規則の改正が見込まれる。

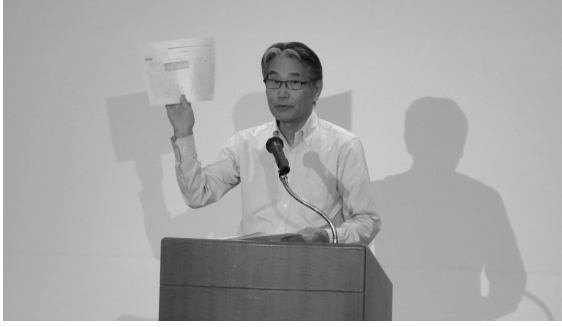


写真5 梶木 連 西野利雄事務局長心得

4. その他

岐阜県産直住宅協会が岐阜県と(一社)全国木造建設事業協会と協定を結んでいる「木造応急仮設住宅の建設に関する協定」について説明するとともに、別添アンケート調査の協力をお願いした。

このアンケート調査の主旨は、岐阜県産直住宅協会が企画設計し、展示普及活動を実施している「木造応急仮設住宅」の供給に関して、より確実なものにしていくため、県内の製材工場とプレカット工場に対して行うものです。何とぞ格別なるご協力をお願いするものです。

(藤沢、鎌谷)

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定 (全文の写)

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定	
<p>岐阜県(以下「甲」という。)&岐阜県産直住宅協会(以下「乙」という。)&及び一般社団法人全国木造建設事業協会(以下「丙」という。)&とは、災害時における木造応急仮設住宅の建設に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p>(目的) 第1条 この協定は、岐阜県において災害が発生した場合において、甲が岐阜県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅の建設に関して、乙及び丙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の規定により供与する収容施設のうち木造の応急仮設住宅をいう。</p> <p>(建設要請) 第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話などによることができる。この場合において、甲は前記に定める文書を速やかに乙に提出しなければならない。</p> <p>(協力) 第4条 乙は、前条の要請があった時は、乙の会員及びその構成員並びに丙の会員及びその構成員である木造住宅建設業者(以下「受託業者」という。)の斡旋を行うほか、住宅の建設について可能な限り甲に協力するものとする。 2 丙は、甲、乙及び受託業者に対して、設計・工事監理その他技術的支援を行うものとする。 3 丙は、受託業者が住宅建設に当たり必要とする労務、資材調達などの支援を行う。</p> <p>(住宅建設) 第5条 乙及び丙は、乙の斡旋を受けた受託業者に対し、甲(甲が住宅の建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。)の指示に従い住宅建設を行うよう指導するものとする。</p> <p>(費用の負担及び支払い) 第6条 受託業者が前条の規定により住宅建設を行い、要した費用は甲が負担するものとする。 2 甲は、受託業者の住宅建設終了後、検査をし、これを確認したときは、受託業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。</p> <p>(連絡窓口) 第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては岐阜県都市建設部公共建築住宅課、乙においては岐阜県産直住宅協会事務局、丙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設部とする。</p> <p>(報告) 第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。</p>	<p>(名簿の提供) 第9条 乙及び丙は、この協定にかかる事務局担当職員の名簿並びに会員及び構成員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、異動があった場合はその都度甲に報告するものとする。</p> <p>(協議) 第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。</p> <p>(適用) 第11条 この協定は、平成24年8月21日から適用する。</p> <p>この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名のうえ、各自1通を保有する。</p> <p>平成24年8月21日</p> <p>甲 岐阜県 岐阜県知事 右田 肇</p> <p>乙 岐阜市六条江東2丁目5番6号 岐阜県産直住宅協会 会長 青山 節男</p> <p>丙 東京都中央区八丁堀3丁目4番10号 一般社団法人 全国木造建設事業協会 理事長 青木 宏之</p>

(別紙)

「木造応急仮設住宅の建設に関する協定」に係るアンケート調査

- 事業所名
- 業種 製材 プレカット 流通 その他
- 建設に関する協力の有無 有 無
- 生産能力/月(スギ・ヒノキ 105×105×3,000等)
 - 製材 m³/月
 - プレカット 坪/月
 (ナカジマ・平安コーポレーション・宮川工機・その他)ご使用のメーカーに○印
・木造応急仮設住宅A・B・Cタイプの事前プレカットCAD入力に
協力する 協力しない

■流通・その他(ご協力いただける内容および数量/月をご記入ください)

■その他ご意見欄

【送付先】岐阜県産直住宅協会 (FAX) 058-272-3858

【提出期限】平成29年10月7日(金)